

## 平成25年度 法令等違反による協会員処分

処分決定日:平成25年12月10日

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項等
1	第 003527 号	株式会社リアル・エステート・バンク 東京都知事(7)第14709号 代表取締役社長 永澤 正康	譴責	【貸金業法第12条の6】 【貸金業法第16条の2】

処分決定日:平成25年5月8日

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項等
1	第 005644 号	T. I. P株式会社 北海道知事(2)石第03047号 代表取締役社長 畑中 謙吾	譴責	【貸金業法第12条の3】